

日本 pH 研究会 規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本研究会は日本 pH 研究会 (Japan pH Research Society) とする。

(事務所)

第 2 条 本研究会は、事務所を埼玉県坂戸市けやき台 1-1 明海大学歯学部口腔衛生学講座に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本研究会は、唾液 pH 並びにあらゆる領域での pH に関する研究を行い、エビデンスを収集し、広くその重要な働きを国民に周知し、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) pH、唾液に関する研究、話題等をホームページに掲載して広報啓発活動を行う。
- (3) 内外の関連団体、機関との連携
- (4) 各種学術的調査研究
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本研究会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員：本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める者
- (2) 賛助会員：本研究会の事業を賛助するために、別に定める年会費を納める個人または団体
- (3) 特別会員：pHに関する研究、並びに本研究会のために功労のあった者で、研究会で推薦し、総会の決議をもって承認された者

(入会)

第 6 条 入会を希望する者は入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて申し込まなければならない。

(会員の権利)

第 7 条 会員の権利を次のとおり定める。

- (1) 正会員および賛助会員は、本研究会の刊行する機関誌および図書の優先的配布を受け取ることができる。
- (2) いずれの会員も本研究会の行う学術集会への参加資格を有する。
- (3) 正会員は総会における議決権を有する。

(会員の義務)

第8条 会員には次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 総会の議決を尊重する。

(退会)

第9条 会員の退会について次の通り定める。

- (1) 正会員、賛助会員は、本研究会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (2) 正会員、賛助会員は、会員として不適切と判断された場合に理事会の決議によって退会させることができる。

第4章 役員

第10条 本研究会には以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 10名程度
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

第11条 役員は次の業務を務めるものとする。

- (1) 理事は理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 会長は規約で定めるところにより、研究会を代表し、その業務を執行する副会長は理事会においてこの研究会の業務を分担執行する。
- (3) 監事は本会の会計および会務を監査する。

第12条 会長、理事、監事、顧問は委員会において選出し、総会において承認する。

第13条 役員の任期は3年とする。なお再任を妨げない。

第5章 総会

第14条 総会は正会員をもって構成する。

第15条 総会は年次学術集会または年度末に開催し、その議長は会長または会長の指名した者がこれを務める。

第 6 章 理事会

第 16 条 理事会は会長が招集する。

第 17 条 理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第 7 章 学術集会

第 18 条 学術集会は年 1 回開催する。

第 19 条 学術集会での研究発表の筆頭演者および共同演者は、本会の会員でなければならない。

第 8 章 会費及び会計業務

(会費)

第 20 条 年会費は別途定めるものとする。

第 21 条 本研究会の収支予算及び決算は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第 22 条 本研究会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 23 条 既納の寄付金、賛助会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会計業務)

第 24 条 会計は寄付金の出納業務を行う。

第 9 章 附 則

第 25 条 本会則の改正は、理事会において出席者の過半数の同意をもって承認する。

補 足

1. 年会費は次に掲げる額とする。

(1) 正会員 3,000 円

(2) 賛助会員 1 口 30,000 円

2026 年 1 月 1 日